児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

福島県内の児童養護施設等に入所中、又はこれらを退所した方、並びに里親等に委託中、若しくは委託を解除された方に対して、自立を支援するための資金貸付を行います。

- ※「児童養護施設等、里親等」とは次のとおりです。
- 〇児童養護施設等 児童養護施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所 (自立援助ホーム)
- 〇里親等

 里親、小規模住宅型児童養護事業(ファミリーホーム)

1 貸付対象者

(1) 生活支援費

県内の児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、大学や高等専門学校等に在学する方(進学者)。

(2) 家賃支援費

進学者のほか、児童養護施設等を退所した方又は里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、就職している方(就職者)。

(3) 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の方又は児童養護施設等を退所した方若しくは里親等の委託を解除された方で、就職に必要となる資格の取得を希望する方(資格取得希望者)。

2 貸付金額

- (1) 生活支援費 進学者 月額 50,000 円
 - ※ 医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間までは医療費などの実費相当額を生活支援費の貸付額に追加できます。
- (2) 家賃支援費 1月あたりの家賃相当額(居住地の生活保護制度住宅扶助額が限度) (進学者は大学在学期間、就職者は退所・委託解除後2年が限度。
- (3) 資格取得支援費 上限 250,000 円 (実費)

3 貸付方法及び利子

自立支援貸付は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸付けします。

- (1) 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができます。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった方がその後に生じた事由により貸付の申請を行うことができます。ただし、申請はそれぞれ1回までとします。
- (2) 無利子(ただし、期限までに返還されない場合の延滞利子は年3%)
- 4 返還免除要件(次の要件で貸付金額が全額返還免除となります)
 - (1) 進学者 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間継続勤務
 - (2) 就職者 就職した日から5年間継続勤務
 - (3) 資格取得希望者 就職した日から2年間継続勤務

5 申請方法

児童養護施設長等又は里親等から各児童相談所長を経由して、里親等委託解除者は各児童相 談所長を経由して、福島県社会福祉協議会に申請書類を提出していただきます。

【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 施設支援課 〒960-8141 福島市渡利字七社宮 1 1 1 番地 電話:024-573-8200 FAX:024-521-5663 〈E-mail アドレス〉jidou@fukushimakensyakyo. or. jp

(HP アドレス) https://www.fukushimakenshakyo.or.jp/

